

# 新型コロナウイルス感染症 クリチバ市による警報レベルの継続・制限措置の一部緩和

2021年8月19日

8月18日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベル1（黄色）を継続しつつ、制限措置の一部を緩和する旨発表しました。

●8月18日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベル1（黄色）を継続しつつ、制限措置内容の一部を緩和する旨発表しました（9月1日まで有効）。スポーツイベントについて、定員の20%（上限5000名）までであれば、観客を入れて実施することが可能になりました。

●同政令による制限措置の主な点は以下のとおりです。

1 営業・実施が不可となるもの、閉鎖となるもの。

・ナイトクラブなどの夜間娯楽施設、ライブハウスなど。

・人の密集（300人以上）を伴う集会や懇親会などの実施（親族間の集まり等も不可）。

・公共道路におけるアルコール飲料の消費(屋外市場などでの消費は可)。

2 上述1で不可とされているもの以外の活動については、別途市保健当局が定める感染予防対策(消毒の徹底、マスクの着用、対人距離の確保、定員の50%、イベント等での参加者数上限が300人、等)を遵守することを条件として、営業・実施可能とする。

3 スポーツイベントの実施については、定員20%（上限5000名）までは観客を入れて実施可。ただし、48時間以内に実施したPCR検査もしくは抗原検査の陰性証明書の提示が入場の際に必要。

4 市内公共交通機関については、乗客数を定員の70%までとする。

5 公園や広場については、マスクを着用し対人距離を十分に確保した上で、個人及び集団での運動を屋外で実施することは可とする。

●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のクリチバ市のウェブサイトからご確認ください。

※当該政令についての詳細

<https://www.curitiba.pr.gov.br/noticias/curitiba-permite-publico-testado-contra-a-covid-em-eventos-esportivos/60233>

※クリチバ市 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト

<https://coronavirus.curitiba.pr.gov.br/>

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館

—電話：41-3322-4919

—e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp